

# 予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

<歳入、総務部・くらし創造部、景観・環境局部、産業・雇用振興部、警察本部>

開催日時 平成27年3月9日(月) 10:02~14:05

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

田中 惟允 委員長

中村 昭 副委員長

畠 真夕美 委員

松尾 勇臣 委員

神田加津代 委員

高柳 忠夫 委員

今井 光子 委員

国中 憲治 委員

秋本登志嗣 委員

川口 正志 委員

欠席委員 1名

森山 賀文 委員

出席理事者

奥田 副知事

浪越 総務部長

長岡 危機管理監

影山 くらし創造部長兼景観・環境局長

中 産業・雇用振興部長

羽室 警察本部長

柘植 警務部長

藤本 生活安全部長

萬谷 刑事部長

大森 交通部長

福田 警備部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 2月定例県議会提出議案について

〈会議の経過〉

○田中委員長 それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の欠席は、森山委員です。また、神田委員、秋本委員は少しおくれるとの連絡を受けておりますのでご了承願います。

それでは、日程に従い、歳入、総務部、くらし創造部、景観・環境局、産業・雇用振興部、警察本部の審査を行います。

これより質疑に入ります。その他の事項も含めて質疑等があればご発言願います。

なお、理事者の皆さんには委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

それでは、ご発言をお願いします。

○川口委員 随分長い間、予算審査特別委員会に出ておらず、久しぶりに出してもらったので、勇んで一番バッターで発言をさせていただきます。

きょう、発言をしたい内容の基本的な共通認識を持ちたいという意味で、資料を段取りしました。皆さんに十分に配られていないとは思いますが、参考にしながら聞いてもらいたいと思います。

「心にナイフをしのばせて」という本があります。皆さんお読みになったかどうかわかりませんが、この本は2015年3月3日の産経新聞の産経抄の欄で紹介されていたのです。近ごろの犯罪の中で特に少年にかかわっての凶悪犯罪、少年が少年を殺傷するような事件が起こっております。それにかかわっての論評です。私はこの産経抄を読んで、どうも理解しがたいので、産経新聞社の奈良支局長に連絡をとって尋ねたら、支局長がこの本を紹介してくれたのです。2015年3月3日だけでなく2007年3月21日の産経新聞でもこの問題が取り扱われています。かいつまんで言えば、少年時代に殺傷事件を起こしている人物がその後、勉強なされたのだらうと思いますが弁護士になったのです。すごいことだと思うのです。それだけを聞けば、更生をしたことになるのですけれども、内容を読んだら、少年のころの反省はどこへやら、むしろ今さら何だと、私はもう全て罪滅ぼしをしたと。少年法によって助けられたのであらうと思いますが、今さら何だと言わんばかりの内容であるわけです。

この3月3日の産経抄の下にノンフィクション作家の奥野修司さんによる衝撃のレポート、「心にナイフをしのばせて」の本を読んだら、本当に唾然とする。人間の性格は、い

から更生をしても直らない人もいるのだと。弁護士になっても直らないのだという感じがしたわけです。私は自称人権運動家、罪を憎んで人を憎まずという話などもよく聞いてきましたが、もちろん基本的には罪を憎んで人を憎まずでありたいと思いますが、この内容を見たら唾然とします。

少年院での教育の期間がいろいろあるようです。また、少年法によると前科がつかないようです。前歴にはなろうけれども前科がつかないとのこと。だから弁護士にもなるわけです。いずれにしろ、この本の紹介によると、更生をしてもらおうという意味での国家予算や、地方のいろいろな更生対策で、やらなければならないことがありますし、やっておられる。その割には犯罪被害者の苦勞に対する心が、十分に国も地方自治体も寄せていないのではないかと申し上げたいのです。それで警察本部長とはきょう初めて会話をするようになりますが、この本をお読みになったかどうか、初めて聞かれたのかわかりませんが、いずれにしろ一度お読みください。お読みでなかったらお貸しします。

副知事にも、今の実情にかかわる評価、気持ちを加えて尋ねたいと思います。3年前になるかと思いますが、なら元気クラブに籍を置いていた乾議員が本会議で、犯罪被害者の団体の支援が奈良県は近隣府県に比べると見劣りするという質問をして、新聞でも紹介されました。元気クラブからも近隣府県に問い合わせ、調査した結果、やはり低かったと。同額にしてもらいたい発言をしているわけです。その後、改善していただいたのだろうとは思いますが、現状はどうなのか。あるいはまたこれでよいのかをぜひ聞かせていただきたいのがまず最初の質問です。これだけまず解決しましょう。

**○羽室警察本部長** 委員のご質問ですが、まず「心にナイフをしのばせて」については、残念ながらまだ読んでおりませんので、ぜひ勉強させていただきたいと思います。

今、犯罪被害者に関してもご発言いただきましたが、県警察としては、毎週のように犯罪被害者だけではなくてストーカー、DVなどの事件が発生する都度、生活安全部、刑事部等と連携をとりながら鋭意対策に努めているのが現状です。

**○柘植警務部長** 被害者支援の取り組みですけれども、県警察では、例えば殺人や交通事故などが発生した場合に、担当した警察官がその捜査の初期段階において被害に遭われた方々に被害者支援の内容や、刑事手続などについてご説明するほか、ご要望によってはさまざまな支援活動、警察だけでできない場合には関係団体へのつなぎもやっています。奈良県では例の楓ちゃん事件もありましたので、関係者が一丸となって痛ましい事件の被害に遭われた方々に対してのきめ細かな支援を進めてきていますが、やっていくにはさまざま

まな機関が連携して取り組んでいかないといけません。指摘のとおり、まだまだ充分でないと感じており、さまざまな連携施策を各機関と進めているところです。これからもきめ細かな支援を中長期的にも進めていけるように一層努力したいと思います。

○奥田副知事 今、県警本部長からも回答がありましたように、私自身もなら犯罪被害者支援センターの大会には参加をしており、かかわっているわけですが、被害者の皆さん方に寄り添うという、それぞれのケースが全て違いますもので、いろいろな形の中で県警察や関係団体とも連携をして、地道な活動を続けていくしかないと思います。今後ともご指導をいただいて連携を深めていきたいと思っています。

○川口委員 警察もご苦労はいただいている、なら犯罪被害者支援センターもご苦労いただいていると、それなりに理解、認識をしています。けれども、努力の割に支援が弱いのではないかとの視点から県議会でも取り上げた。というのは、私はダイードリンク株式会社の顧問をしているのです。自動販売機を利用した場合には幾ばくかのカンパをお願いをしている。これは、なら犯罪被害者支援センターだけではなく、いろいろな団体が自動販売機の設置にかかわって、協力の連携機能という形でお互い努力をしているわけです。なら犯罪被害者支援センターの事務局の皆さんの先輩でもある森田専務理事の相談も受けた。自動販売機の100円から120円のあの飲料水の利益金のわずかな金額のカンパを求めざるを得ないほどの努力をなさっているなら犯罪被害者支援センターの苦勞に対して報いなければならないと。露骨に言えば、そういうところに補助金が足りないと申し上げているわけです。善意だけで物事は解決しない。善意が一番大事ですけど、善意だけでは足りない。今の実情に警察も甘えられては困るし、警察に任せてください、いいのかどうか申し上げているわけです。責めているのと違うのです、共通認識を持ちたいと。

警察の努力もわかる。私は警察に文句を言うときもしばしばあります。きょうも警察へ発言するのだと言ったら、周りが警察に発言するのは気をつけなさい、間もなく選挙ですよと注意も受けた。だけれどきょうはお世辞も何にも言っていない。あとでまた警察にいささか苦言を呈する内容がありますけれど、共通認識を持ちたいと。共通感情に立ちたいので申し上げていることを理解してもらいたい。私も現状を十分認識をしていないで、新聞を頼りに申し上げるわけだけれど、一体補助金をいくら出しているのか。それでいいのか、それで満足かと。きょう質問しながら総括審査でも知事になら犯罪被害者支援センターにどれぐらい援助するのかというのも、時と場合によっては尋ねなければならないので、一言ずつご返事をいただきたいと思っています。

○**柘植警務部長** 委員からのご指摘について、その認識をしっかりと持っていきたいと思っています。今すぐ金額が出てこないのですが、補助金の額は、ここ数年変わっていません。ただ、委員からご紹介いただきましたとおり、補助金以外の部分があり、警察でも寄附金を導入した自動販売機の設置台数をふやしており、その寄附金なら犯罪被害者支援センターに行く、警察でもホンデリングといって古本を買い取ってもらったお金を、なら犯罪被害者支援センターに持って行く、個々の職員が賛助会員として寄附金もしています。そういう地道な活動の中で少しでも支援活動がしっかりとやれるように取り組んでいます。認識としては同じような認識を持っており、しっかりと取り組んでいきたいと思えます。以上です。

○**影山くらし創造部長兼景観・環境局長** 委員にご紹介いただきましたなら犯罪被害者支援センターという団体がこの仕事を自主的にされているのですが、その相談員の育成として、くらし創造部から60万円の補助を出しています。

先ほど警務部長がおっしゃったように、ホンデリングの古本ですが、職員が集めて販売した販売益を、なら犯罪被害者支援センターにも寄附をしております。

もう1点、12月議会に犯罪被害者の支援に係る条例の請願があり、それに基づき幾つか要件があるのですが、条例化に向けて議会で採択をしていただき、行政あるいは警察がこの条例に基づいて支援にしっかりと乗り出していこうと、条例の制定に向けて検討を始めたところです。以上です。

○**川口委員** 水かけ論議をしようなどと思っていない。現実はどういう心を当てるかが大事だと申しあげている。だから60万円という県の補助金、近隣府県から比べれば低いです。数年前に指摘した数字とほとんど変わっていない。いや、その分は別の形で補っているのだとのことです。それはそれでありがたいと思いますが、いずれにせよ補助金だけが全てではない。広い心の輪が広がるのは大事だと思いますから、あえてこれ以上は申しあげませんけれど、やはり心を寄せ合いたいと思うわけです。

私は人権運動をやっている。何といたって命が一番大事。人間の尊厳、これをやはり第一義に考えながら、加えて倫理、正義が大事にされなくてはならない。この本を皆さんで回し読みなさってもよろしいと思いますが、人権の問題にかかわって、報道の自由、表現の自由という問題も出てきているわけです。だから基本的人権と表現の自由が並列に対峙すると。基本的人権があつてその輪の中に中身として表現の自由があり、報道の自由もあるわけ。人間の尊厳まで傷つけるような表現の自由があつてたまるかとなるわけで、差

別の定義も含めその辺がまだ国会でも十分な論議がされていない。今度は障害者にかかわっての条例もつくっていただくことは、ありがたいと思いますが、人間の尊厳を追求しながら、立法、司法、行政の三権分立をバランスよく十分に連携させながら前進させたい。例えば行政当局に立法にかかわる話をしてはこちらは行政機関ですという。立法機関、司法機関や行政機関ですぐさま都合をつけるのが難しいとなったら、こちらの分野ではない、領域ではないと引け腰の姿勢が常々感じられるわけです。だから突っ込み合うと。それこそお互いが突っ張り合うのではなしに突っ込み合うという三権分立でなければならないという願いを持っていますので、皆さんにご理解を願っておきたいと思う。更生対策も大事ではありますが、被害者の苦痛にも心を寄せていただきたいと重ねて申し上げておきたいと思うわけです。

次の質問に入りたいと思いますが、予算書に県民税がふえているとありますが、法人の案件は減額になっている。これを尋ねる意図は何かといいますと、今のアベノミクス、経済と財政とのかかわり合いの意味で尋ねるわけです。今後この法人県民税がこのままずっと落ち込み膠着するのかどうか。いやいや、回復展望があるのだとなるのかどうか。その辺の見通しを県政としてどうお持ちなのかを尋ねたい。皆さんにお渡しした資料にアベノミクスの問題点が書かれています。直接県政とどう結びつけるかは別として、参考にお読みいただきたいと思うのです。

加えて私がいろいろ耳にする話の中で、このアベノミクスの3つの矢、1番目、金融緩和、2番目、公共事業、財政出動、この辺はおおよそ理解できるというのが私の感覚です。3つ目の戦略がどうもわからない。聞くところには、1つのわながあるということです。このわなとは何ぞやというと、税制でいろいろわながつくられていることを教えられたわけです。第三の矢は成長戦略です。1つは、女性の社会的進出、女性の活性化、女性が生き生きとしてもらおうという方向を表向きは示しながら、配偶者控除をなくしてしまおうということ。それからさらには個人課税を世帯課税にすると。つまり夫婦が共稼ぎになれば、今は別々の個人課税ですが、これを合算にして世帯課税にすると。そしてさらにそこに累進課税の税率でコントロールすることで、つまり裕福なものが得をする税制の仕組み、わながつくられていますと。さらにまた、大企業だけに外形課税が課せられているけれども、それが中小企業にも外形課税が及びますというわなが待っていますということなども聞くわけです。それは国の政策上の問題で、県政では直接どうにもならないのだろうと思いますが、それでも地方から中央に物を言うと、今法人税が下がっている現実をどのよう

に見るのかという意味で、この法人税の落ち込みをどのように理解をしたらいいのかを尋ねたいわけです。

○**枅井税務課長** 法人関係税の今後の税収の見通しですが、回復傾向にあると考えています。委員がお述べになりました法人県民税の落ち込みですが、これは昨年度税制改正があり、法人県民税の一部が地方法人税で国税に改正になったためです。地方法人税はそのまま交付税の原資になっており、法人全体、税収の全体としては回復傾向にあると考えています。

○**川口委員** 数字的に余り詳しくわからないので、議論を発展させられないと思いますので、これ以上は止めますが、経済と奈良県の産業とのかかわりで議論をしたいのが本音です。しかし時間がありませんからこの辺で置いておきますが、平成28年2月の予算審査特別委員会で、いやむしろ平成27年秋の決算審査特別委員会で、このようになりましたという話は聞けますね、それを聞きたい。

○**枅井税務課長** 今後どうなるかわかりませんが、今の時点では景気については回復傾向であると思っています。

○**川口委員** どうなるかわかりませんが回復の方向とは、プラスとマイナスの両面ひっつけて、どっちと捉えたらいいのか。税務課長に責任をかぶせるような議論をしてもしょうがないと思うけれど。実は平成27年3月7日、高市早苗さんの県政報告会に行った。県議会議員を代表して新谷議員が、せめて地方にもアベノミクスの効果が出るように頑張ってくださいとの挨拶をされたので、自由民主党内部でもいろいろお悩みだなと受けとめたのだけれど、大変な方向にあるという認識だけは持たなければならないのではないかと思うわけです。そういうことで、期待を持ちたいと思うけれども大変だと。税にかかわっても機会があればまた勉強会を一緒にやる機会を持ちたいと思っています。

それから、もう一つの資料は、これは余り出したくはないのですが、先般、私が県議会議員35周年で表彰をいただいたのを記念して本を出版しました。私の出版パーティーにご協力いただいたことにまずは感謝を申し上げながら、皆さんにもご協力いただきたいわけですが、私の大変若いころの親しい女性の友人がその本を読んで、頑張っていますねと激励の手紙を添えて、私もこれを書いたのですと送ってきた内容です。参考にしてもらいたいと思います。まだまだ人権にかかわっての課題が、重く私どもの生活にのしかかっていることだけ皆さんは知っていただきたい。

かつての議会でも提起しましたが、もう4年前になるかもわかりませんが、水平社博物

館の前で在日特権を許さない会がヘイトスピーチや差別暴言を堂々とやった。それに対して告訴したわけですが、告訴はなかなか容易にはできない。たまたま水平社博物館が法人格を持っていたので告訴に踏み切れましたが、法整備が十分でない状況があるわけです。警察だけではなしに、全ての県政領域にかかわる県政課題として真剣にありとあらゆる差別課題や人権課題にかかわる対応策を、つまり人権問題をお考えいただきたいと思うわけです。この出版物は私のための資金稼ぎではなく、財団法人奈良人権・部落解放研究所の運営費に充てますので、本来は皆さん方に読んでくださいと差し上げてもいいのですが、資金稼ぎのために、ご協力をお願いしたいと思います。終わります。

○今井委員 何点か質問をしたいと思います。最初に質問項目だけ紹介して、個別に聞かせていただきます。

1つは関西広域連合の問題、2つ目は県庁職員の残業の実態調査の問題、3つ目は自衛隊の駐屯地誘致の問題、警察では高齢者の運転免許の問題、地域経済の活性化に対しては商品券の問題と消費の場、つまり買う場所の問題、不良債権処理の目安について、以上を伺いたいと思います。

1つ目の関西広域連合の問題ですが、金曜日に突然資料が回ってきて、知事が関西広域連合の部分加入を表明されたとのことでした。これまで議会の答弁では、関西広域連合には入らないスタンスをずっと貫かれており、むしろ議員側で関西広域連合に入るべきではないかという意見もありました。特別委員会もつくれ、私も広域行政調査特別委員会に入らせていただき、井戸兵庫県知事との懇談や、他府県の関西広域連合の議員の皆さんとの懇談など調査をしましたが、結局議会の結論としては両論併記になり、どうするという結論もなしの状況ではなかったかと思っています。そうしたやさきに知事の突然の表明で、知事選挙が目前にあり、大きな争点の一つでもあるので、その争点を逃れるためにやったのではないかという臆測なども大分飛び交っておりますが、これについて、例えば副知事にご相談があったなど、その辺の経過をお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○青山知事公室次長政策推進課長事務取扱 関西広域連合への部分参加についてですが、もともと関西広域連合への設立当初からの参加は見合わせるとしていました。参加するかどうかについては継続して検討をしました。当初に参加を見合わせた最大の理由は、関西広域連合設立案の設立の狙いにある国の地方支分部局の受け皿づくりにありました。国の出先機関の丸ごと移管に伴い、国の予算を関西広域連合が判断して配分することになると、奈良県にとって非常に不利な配分となることを懸念していました。これまで参加してこな



かったことの最大の理由です。確かに平成23年5月の臨時会から平成25年6月の定例会まで2年間、広域行政調査特別委員会が行われ、そのときの結論としては、将来にわたる関西広域連合への加入を否定することなく改めて判断すべきというご結論をいただいたとなっています。

その後ですが、国の出先機関の丸ごと移管が事実上困難になったため、この関西広域連合による国の予算の配分に関する懸念がほとんどなくなりました。また、関西広域連合の活動の中心が連携共同事業になっていることが、これまでから奈良県が関西広域連合との連携共同を進めてきた部分の参加につながっているものと考えています。以上です。

○**奥田副知事** 経過については、今、青山知事公室次長から答弁のあったとおりですが、私に相談があったかどうかというお尋ねですけれども、知事が1人の政治家としてそういう決断をされ、その後こういう決断したいと相談があったことは事実です。

○**今井委員** 具体的にどうなっていくのかよくわかりませんが、関西広域連合の場合は、各都道府県の議会から議員を出して構成するシステムなどがあり、もし加入するとなりましたら、そういうことも求められてくるのではないかと思います。今あえて関西広域連合に加入しなくてもさまざまな連携はできているわけで、特に関西広域連合の事務局に調査に行ったときに、事務局の方は当然給料体系もみんな同じだと理解して質問したら、和歌山県から来ている人は和歌山県の給料体系、大阪府の人は大阪府の給料体系という持ち寄り世帯のような実態がわかり、果たしてこれでいけるのかと。それから7つの分野については、関西広域連合でいろいろ決めることがあり、当時ドクターヘリの問題で、せっかく自県でやってきたのを関西広域連合の管理になるのは困ると和歌山県の意見がありました。それでその件は和歌山県独自で判断するという、規則的にももう一つ不明確なものがありますし、原子力発電所の再稼働の問題でも、それは検討課題に入っていないのに関西広域連合が再稼働容認ということなどもあり、今の関西広域連合の内容では入るべきではないと思っているのですが、これについてはまた知事に総括審査で聞かせていただきます。今後もし参加が進んでいくとなったときの議会の議員選出の問題などがもしわかるようでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○**青山知事公室次長政策推進課長事務取扱** 具体的に関西広域連合に議員がどういう形で参加していかれるのか、手続等については、調べてみないと、今現在は承知をしていません。

それで、今、関西広域連合は36人の議員定数があります。その中で奈良県と同規模の、

例えば滋賀県、和歌山県であれば4人となりますし、部分参加をされている鳥取県ですと2人となります。人口規模や参加事務に応じた議員定数の配分という形になろうかと思えます。以上です。

○今井委員 これ以上議論しても進展がないので、この点についてはこれぐらいで置いておきたいと思えます。

それから、県庁職員の残業調査の問題ですが、これは山村議員が総務警察委員会で、それから小林照代議員も先の決算審査特別委員会の総括審査で取り上げましたが、県は調査をするという答弁だったと思えます。その後どのようにこの調査が進んでいるのかをお尋ねしたいと思えます。

○中村人事課長 職員の超過勤務の実態についてです。職員の超過勤務、いわゆる残業については、かねてより、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進し、職員の勤務管理、またその健康管理の効率化を図るといった観点からその縮減に向けてさまざまな取り組みを行っています。特に昨年7月からの新たな取り組みとして、毎週水曜日の定時退庁日には、職員、労働組合と人事課が合同で庁舎内を巡回して、管理職の退勤の徹底と合わせ職員の定時退庁への意欲を深めてきたところです。

委員がお尋ねの職員の超過勤務の実態調査の件ですが、かねてより申し上げたとおり、職員の退庁時間までが全て時間外の勤務時間であるとは断定しがたい部分も少なからずあることから、昨年11月に改めて、まず総務部の本庁所属において3つの徹底を行い、超過勤務の実態把握を行いました。1つ目が時間外勤務の事前命令を徹底すること、また職員は必要に応じて事前に時間外の勤務内容を所属の管理監督者に申し出ることです。2つ目は事前命令のない職員や命令時間が過ぎた職員には、速やかに退勤を促すこと。3つ目としては、勤務終了後、職員は速やかに出退勤システムに打刻して退庁することの徹底を行ったところです。

現在、この総務部の取り組みによる11月と12月の時間外勤務の実態を集計して検証しているところで、報告までにはいましばらくお時間をいただくこととなりますが、速報値としては、昨年の11月1カ月間の時間外勤務の命令時間は、対象者が約160人で、約4,000時間、平均すると1人当たり約25時間となっています。

一方、出退勤システムでの職員の退庁時間には、食事を含む休憩時間であるなど、あるいは移動時間なども含まれているため、若干の乖離が生じていますので、各所属ごとにヒアリングを実施している最中で、実態調査の結果については、検証後、早期にご報告を申

上げたいと思います。以上です。

○今井委員 今、そういう調査をされているとのことですが、タイムカードに記されている退庁時間と実態にずれがあると認識を示されていますが、今調べている分でそのタイムカードに示されているのとどのくらい、ずれがあるのかわかりましたらお聞かせいただきたいのですが。

○中村人事課長 先ほど申し上げたように11月と12月の総務部のデータですが、実際職員が退庁した時間、それと超過勤務手当を支払った時間の差を今調べており、いろいろ理由があるのですけれども、職員カードを通さない職員もいますし、実際には勤務時間中に食事をとったり、あるいは休憩をしたりする時間もあります。その乖離を調べて、各所属長に対し事情聴取を行っているところです。資料がかなり膨大で、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

○田中委員長 できるだけ速やかに答えを出してくださるようお願いいたします。

○今井委員 いわゆる自発的残業や持ち帰り残業は、使用者の黙認や許容があった場合には労働時間になると解釈されています。いかなる場合に使用者の黙認や強要があったとなるかについては、事実関係によって異なり、それは調査されるとのことですが、一般的には、自発的残業などをしないことを明確に指示して、それが行われているときは中止を求めるなどの措置が必要だと思うわけです。ですからそれを黙認するやり方は不適切ではないかと思います。本当にそれだけの仕事が必要で、定時に終わらせることが明らかに無理な量の業務を与えていた場合には、それを黙認していたことでそうした措置は形だけのものにすぎないと判断されることがあると思いますので、調査の中でよく検討していただくようお願いしたいと思います。

それから、自衛隊駐屯地の誘致の問題でお尋ねしたいと思います。平成26年度の県予算から、自衛隊誘致の関連予算が計上されています。平成26年、平成27年、これらの実績及び今後これをどうしようとしているのか、具体的にお聞かせいただきたいと思います。

それから、自衛隊員の募集ですが、一部の市町村等の自治体では自衛隊に対して対象年齢の18歳から27歳までの住民の名簿を提供したり、閲覧に供している話も聞いていますが、奈良県から市町村にそういう協力をしなさいという要請を行っているのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、自衛官募集の広告が最近あちらこちらで目につくようになってきています。

他府県のホームページを調べたら、自衛官募集という文字とリンクして広報の記事が出たりという形の紹介になっていました。奈良県のホームページを見たら、自衛隊のホームページと見間違ふような大々的なスペースをとって自衛官募集の広報をされていましたので、そういう特別な扱いを今も県がやっているのかどうか、そういう必要があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それからもう一つ、市町村の防災訓練に自衛隊が参加することについてです。2月28日に河合町で防災訓練が行われた際に、自衛隊が参加しました。今の安倍内閣の集団的自衛権の行使容認のことで、自衛隊を恒久的に戦地に送り出していこうという話がどんどん進んでいっている中で、住民の方が非常に敏感に感じている部分があります。河合町の防災訓練で自衛隊に炊き出しで参加していただいたとのことですが、通常の訓練の炊き出しに自衛隊がわざわざ来てくれることはほとんどないわけですので、参加の必要はないのではないかと河合町に申し入れに行ったところ、県から自衛隊に来てもらうようにとの要請があったという回答をいただきました。県では市町村のこうした災害訓練に対する自衛隊の参加についてどういう形で要請しているのかをお尋ねしたいと思います。

**○中澤知事公室次長防災統括室長事務取扱** 自衛隊に関するご質問が何点かあったと思います。まず、自衛隊駐屯地誘致事業の平成26年度と平成27年度の事業内容、実績と今後の取り組みですが、県では南海トラフ巨大地震等に備えて、五條市に陸上自衛隊のヘリポートを含む駐屯地の配置が必要と考え、まずは救援活動の拠点となるヘリポートの先行的整備を国に働きかけてきました。これを受け、平成26年度に引き続き、平成27年度の国の予算案においても将来的な展開基盤であるヘリポートの設置に係る基本構想業務として約400万円の調査費を計上しています。

一方、県の事業です。平成26年度県の事業の執行状況ですが、まずは国への提案要望活動として、7月は防衛大臣に11月には防衛事務次官等に対して要望活動を行っています。

それから、県民の自衛隊駐屯地の誘致機運を醸成する事業ですが、大久保駐屯地、あるいは伊丹駐屯地への市町村職員、あるいは県民の方々を対象とした見学行事を実施して、122人の参加を得ています。また、1月18日にはかしはら万葉ホールを会場として、自衛隊の災害対応などに関する防災講演会を開催しました。おおよそ450名の県民の方々に参加をいただいたところです。さらに、今後五條地域における自衛隊ヘリポートと併設を検討している広域防災拠点の適地検討のための地形や、土地利用状況、都市計画法、

あるいは自然公園法などの法規制といった基礎的な資料を収集整理する調査も行っています。

それから平成27年度の今後の取り組みですが、引き続き五條市とともに駐屯地の配置を国に対して働きかけることを続けます。また、講演会等を開催するなど県民の自衛隊への理解促進と誘致機運の醸成にも努めたいと考えています。また自衛隊ヘリポートの平成28年度以降の事業化に向けた防衛省の調査に協力するとともに、併設しての整備を検討している県の広域防災拠点の機能規模のほか、自衛隊ヘリポートとの連携のあり方等も、県広域防災拠点基本整備構想の策定作業の中で検討したいと考えています。

それから、お尋ねの2点目ですが、市町村が自衛隊に対して住民の名簿を提供しているのか、県から市町村に協力を要請しているのかとのことですが、自衛官の募集については、国からの委託金を活用して都道府県及び市町村が行っています。なお、適齢者情報の提供については、国から市町村に直接依頼をされており、市町村から直接自衛隊へ情報提供されているとのことです。このため、県としては関与しておらず、詳細については把握しておりません。

次のお尋ねがホームページで特別の扱いをしているのかとのことですが、ご指摘のホームページについては自衛隊からの依頼により、平成24年2月に防災統括室が作成したものです。自衛隊の募集パンフレット等の内容に加え、奈良県としては特にお世話になった紀伊半島大水害などの災害派遣活動の紹介記事を掲載したものとなっています。他府県と比べ、特に手厚いとは考えていません。

それから、最後ですけれども、河合町で行われた防災訓練に自衛隊が炊き出しで参加をされたとの質問ですが、河合町に確認したところ、平成27年2月28日に総合防災訓練を実施し、自衛隊には炊き出しをしていただいたということでした。これは河合町にとって平成25年に引き続き2回目の訓練で、自衛隊に参加をいただくのは今回が初めてだったとおっしゃっています。なお、平成26年度については、県と市町村、図上訓練を含めて、合わせて9つの訓練において自衛隊に参加いただき、参加の内容も救助、偵察活動、道路啓開などさまざまです。防災訓練への自衛隊の参加については毎年3月初旬に県及び市町村の希望を取りまとめ、県から自衛隊に提出しています。これをもって自衛隊の翌年度の活動計画との調整をお願いしています。

委員からお尋ねのありました県からの要請については、このような県と市町村のやりとりのことではないかと思われませんが、これ以上の積極的な働きかけをした事実はありませ

ん。

なお、自衛隊は大規模災害において、発生直後の人命救助活動にとどまらず、その後の避難生活における食料の提供や、給水、あるいは入浴の支援など幅広い災害対応ができる組織であると考えています。このため、防災訓練において、本番を想定して自衛隊との連携のための訓練を行うことは重要なことと認識しています。県が主催する防災訓練においては、今後も自衛隊との連携を図りたいと考えています。以上です。

○今井委員 ありがとうございます。県は県民に対して防災対策でしか自衛隊を説明していません。実際、自衛隊は災害対策のときに活躍したのは国民の皆さんもよくわかっていますし、皆さんよかったと思っているわけですが、災害訓練だけを中心にやっている部隊かといいますと、実際には人殺しをする訓練を日々やっているのが自衛隊であり、五條市でこの自衛隊の問題の学習会をしたときに、山梨県の富士演習場のすぐ近くの平和委員会で頑張っている方に自衛隊がどんな訓練をしているかお話を聞かせていただきました。演習内容は米軍指揮下の自衛官の海兵隊化をしているということで、レーザー光線を使って殺人訓練をしていたり、24時間飲まず食わずでお互いに敵同士になって訓練をしているなどが行われるという話を聞きました。しかも今、自衛隊の訓練をアメリカに移して、アメリカでは9日間飲まず食わずでお互いを敵とみなす訓練をしている話なども聞かせてもらったわけですが、そうした面を抜きにして、災害対策だけで言うのは、非常に問題があるのではないかと思います。

また、今、自衛隊がアメリカのいろいろな肩がわりを要請されている部分がありますが、日本の中にアメリカの訓練ルートがあります。奈良県では、前に十津川村のワイヤーロープが米軍の低空飛行で切断される問題が起きたときにオレンジルートというルートがあることがわかったのですが、オレンジルートを調べていましたら、これは愛媛県から出発して、高知県の早明浦ダムから和歌山県に上陸して、椿山ダムに行くルートになっているのですが、その延長上にちょうど五條市が入っています。ですから、紀伊半島大災害だけで、五條市が真ん中だからと奈良県は一生懸命誘致されています。また、奈良県の上空だったらヘリコプターの訓練ができますというのを県は誘致活動の中に入れていますが、こうした計画の中で見ていきますと、自衛隊がオスプレイを平成27年度に5機購入することが予算化されていますが、かねてから申し上げているように本当に奈良県の上空にオスプレイが飛んでくることになって大変危険ではないか、そうした問題にもつながっていくのではないかと非常に心配しています。こうした防災だけではなく、今の国が進めようとして

いる軍事的な方向との関係で何かご意見がありましたらお尋ねしたいと思います。

**○中澤知事公室次長防災統括室長事務取扱** 県からの自衛隊へのヘリポートの要望ですが、基本的にはあくまで南海トラフ巨大地震等の災害対応を目的として要望しています。

一方、平成25年12月に閣議決定をされた現在の国の中期防衛力整備計画ですが、これにも大規模災害等に際して十分な規模の部隊を迅速に輸送し展開して初動対応に万全を期すこととされており、これを受けて防衛省で平成27年度の予算案においても大規模災害等への対応として自衛隊の展開拠点確保に係る基本構想業務として奈良県分の予算が計上されているところです。このように基本構想の検討については、基本的に防災上の目的で実施されるものと認識をしています。

それから、オレンジルートの方に五條市がとのことですが、基本的に現在紀伊半島の防災の拠点として五條市に要望している自衛隊ヘリポートについては、オスプレイの配備を要望しているものではなく、主として現在の大型ヘリコプター、CH47、チヌークによる救助人員や物資の輸送を想定しているところです。

なお、県としては、県内の自衛隊ヘリの訓練飛行を行われる場合については、どのようなヘリでも、事前に十分な説明の要請をするとともに、県民に危険が及ぶような飛行は行わないように強く要請することと考えております。以上です。

**○今井委員** ヘリポートですが、武器や弾薬などは、奈良県のヘリポートは災害だけだから設置されないことはあり得ないと思うのです。佐賀県も民間空港でしたが、そこに自衛隊が利用してアメリカの守りをすると言われて今問題にされて、事前のいろいろな約束はほとんど守られていない状況がありますので、奈良県が誘致をすることは、大変問題があるのではないかと意見を申し上げたいと思います。

次の質問ですが、高齢者の運転免許の問題です。先日も川上村で86歳の運転者が転落して亡くなる記事がありましたが、かなりの高齢の方でも免許を持たないことには生活できない側面などもあり、認知症の方が高速道路を逆走して事故を起こしたこともあります。そうした点から、高齢者が免許を更新されるときには、どんな検査をされているのか。またその手数料も年金しか収入がないのに大変割高だという意見などもありましたが、そのあたりはどうなっているのか。それから免許証を返納した場合に、さまざまなメリットがあると聞いていますが、免許証を返納しやすい環境づくりとしてどのようなことが行われているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

**○大森交通部長** 委員がお述べのように、近年高齢者が関係する交通事故がふえているの

が実情です。平成26年、高齢者が第一当事者、加害者となる事故については、1,044件発生して、平成25年から163件増加しています。また、平成26年は高齢運転者が加害者となった死亡事故も10件発生しており、全死亡事故45件のうち22%を超える状況になっています。これを受け、高齢運転者の免許を更新される際の手続ですが、運転免許証の有効期限の満了日の年齢が70歳以上75歳未満については、警察署や運転免許センターでの免許更新の手続の前に優良運転者、一般運転者等の区分にかかわらず、みずからの身体機能の変化を自覚していただくとともに、その結果に基づいた安全な運転方法について具体的指導を行う高齢者講習を受講していただくこととなります。

また、75歳以上の方については、高齢者講習に加え、その受講前にみずからの記憶力、判断力の状況を確認していただき、引き続き安全運転を継続することができるように支援することを目的とした講習予備検査としての認知機能検査を受験していただくこととなります。その後に運転免許の更新手続を行っていただくこととなり、この更新手続では視力検査などの適性検査を行っています。なお、この更新する際の手数料ですが、現在、70歳以上75歳未満の方については、高齢者講習の手数料が5,800円、更新手数料が2,500円の合計8,300円が必要となります。また、75歳以上の方については、認知機能の検査手数料として650円、高齢者講習の手数料が5,350円、そして更新手数料が2,500円の合計8,500円が必要となっています。

なお、今議会でご審議いただいている奈良県警察手数料条例の一部改正が、成立した場合には、4月1日から高齢者講習の手数料が70歳以上75才未満の方は200円の減額となり、合計で8,100円、75歳以上の方は150円の減額で合計8,350円が更新時に必要になることになっています。

次に、自主返納の支援事業についてですが、加齢による身体の機能の変化から、運転に不安を感じながらも買い物や病院等への交通手段として車を運転しておられる65歳以上の高齢者が少しでも免許を返納しやすい環境をつくり、加えてそのご家族に高齢者の運転について考える機会を持っていただくことで、高齢ドライバーの交通事故防止に結びつけるために平成24年から高齢運転者の免許の自主返納の支援事業を行っています。

この事業は、運転免許を自主返納していただいた際に運転経歴証明書を申請をして取得された方については、この証明書を提示することにより、支援している事業所から料金の割り引きやサービスの提供などを受けられるものです。平成24年4月1日からタクシーの料金の1割引きを皮切りに、以後順次拡大しています。奈良交通株式会社のゴールドク



ラブ定期券の1年券、1万8,000円相当ですが、これを初回に限り無料配布していただき、桜井市商工会や一般社団法人桜井市観光協会の加盟各店での割り引きや、奈良交通株式会社の直営の飲食店での飲食料金等の割り引き、また王寺町にあるリーベル王寺東館の商店会の加盟店での飲食料金等の割り引き、奈良市の大宮通り商工振興会の加盟店での飲食料金等の割り引きが現在行われているところです。今後もこの事業に協賛していただける事業所をより多く募集して、運転に不安を持たれている高齢者が運転免許を返納しやすい環境をつくりたいと考えています。以上です。

○今井委員 手数料が少し安くなったのは、大変よかったですと思いますが、それでもまだ結構な金額かと思しますので、まだまだ体力的にも能力的にも自信があつて運転免許が必要だという方については、もう少し割り引いて更新を受けやすい環境づくりが必要かと思えますし、また返還できる方に対しては、もっとそのサービスを普及していただくようお願いをしたいと思います。

それから、地域経済の活性化で今回商品券がたくさん予算化をされています。この商品券ですが、実際に買い物に行く場所がないところに住んでいらっしゃる方もたくさんおり、介護の支払いにこの商品券を充てるとか、子どもを一時預かってもらう保育のために商品券を使うなどそういう使い方ができるのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

それから、奈良県で消費をもっと活性化する事業が幾つか出ているのですが、地元の声を聞きますと、北葛城郡で、例えば広陵町では皆さんが主に買い物に行っていましたオークワがなくなってしまつて、あとの店が来る話は聞いてはいますが、広大な土地が今空き地になっています。それから上牧町でも、上牧町片岡台の団地のすぐ横にあった万代が撤退をしてイオンまで行かないと買い物ができないなど、近商ストアも撤退している状況です。1件だけ残っていた村の店も閉まってしまった。高齢者は着る物などはもういろいろあるので、とにかく毎日自分が食べる新鮮なものを手に入れたいというニーズがあるのですが、それを得る手段がないので本当にお困りになっているのです。このようなことに対し、県のいろいろな施策の中で実現できないかと思っていますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、今回不良債権の処理で、議案が出されてきておりますが、調定日が昭和56年というものがあつたり、経済労働委員会でも聞かせていただきましたが、回収の費用と実際入ってくる費用とを考慮して処理するとのお答えをいただいているのですが、不良債権の処理をする場合の目安というのか分岐点というのか、どういう判断でされているのかを

お尋ねしたいと思います。

○前阪産業政策課長 まず、プレミアム商品券が、介護や保育料に使えるのかというご質問ですが、介護、保育料には使えないとになっています。ただし、介護事業者であるから使えないというよりも、介護保険の適用になるような事業には使えないことになっています。保育料については、今手元に資料がありませんので、後ほど調べて報告したいと思います。

続いて、身近で買うところがなくなっているというお話ですが、それに関しては高齢化の進展により、確かに身近で買い物ができる環境ニーズは高まっています。ですから身近な商店街に少しでも往時のにぎわいを取り戻す取り組みが大切だと考えているところです。このため、現在商店街や民間グループなどが市町村と協働して地域商業の活性化に取り組むモデル事業を田原本町において実施するとともに、商店街の活性化に欠かせない魅力あるお店の創出のためのセミナーや勉強会を開催して、新規出店や既存店舗のリニューアルを促進しているところです。

また、このたび空き店舗を少しでも解消して商店街を活性化していくために店舗開業支援隊を組織して、空き店舗の実態調査や家主等との調整を図るほか、自分のお店を持ちたいという意欲のある方々をセミナーやワークショップを通じて育成する取り組みを始めたところです。今後、空き店舗を活用して実際の商売の経験を積んでもらうことにより、新たな起業、創業、商店街の活性化につなげたいと考えています。さらに平成27年度は、県と市町村が協議会を設置して、例えばICTを活用して顧客動態を分析して、マーケティングに生かすことで商店街の活性化につなげるための実証実験を行いたいと考えており、これらの施策を通じて商店街が活性化して身近なところで買い物ができる環境づくりにつなげていきたいと考えています。以上です。

○大月地域産業課長 権利の放棄に関してお答えします。現在、債権として県に残っている中小企業に対する貸し付けとしては、高度化資金、設備近代化資金、小売商業高度化資金の3種類があります。このうち、設備近代化資金、小売商業高度化資金については、制度としてそれぞれ平成11年度、平成21年度に終了しています。今残っているものは全て未収の延滞債権、いわゆる不良債権になると思います。制度が始まって以来、設備近代化資金は6,065件を貸し付けて、現在20件が延滞として残っています。小売商業高度化資金については、制度の開始以来1,114件を貸し付けて、現在21件が延滞として残っている状況です。このほとんどが貸付先の倒産により、延滞となったものです。県

はこれまでも倒産した貸付先については、当然のことながら回収に努めて大半は連帯保証人に責任を果たしていただき弁済をいただいています。また、今も連帯保証人から少額ながらも返済を続けていただいているケースもあります。しかし、連帯保証人に資力がなく回収の難しいところは後回しにされてきたところがあり、県は平成23年度以降、金融機関の債権回収の経験者を嘱託職員で雇用して訪問、督促の未収金対策に専従をさせ、その結果、債務者の状況把握が進んできて、今回債権放棄の議案をお願いしている状況です。

今回お願いしている4件はそのような債務者の状況把握の結果、連帯保証人が無資力状態であることが判明したものや、またこれ以上回収を継続しても回収の費用が回収額を上回ると判断したものです。やむを得ず債権を放棄するもので、残りの債権についてもできるだけこの調査を早期に完了させ、無資力状態であることが判明すれば、大変遺憾ながら債権放棄の提案をさせていただくことになると思います。

一方、高度化資金については、現在続いている制度で、制度開始以来248件、268億円余りの貸し付けを行い、延滞は4件、貸付先としては2件という状況です。この高度化資金の延滞先については、現在約定どおりの返済はできていませんけれども、厳しい経済環境の中で何とか返済しようとしてご努力をいただいています。中小企業を守って振興していくという県の立場からも、貸付先の事業再生を第一に考えて、引き続き経営状況をしっかりとモニタリングしながら経営改善を促したいと考えています。以上です。

**○今井委員** 商品券の利用ですが、介護保険料は使えないとのご回答だったと思うのですが、介護の一部負担などには使えないのかをもう一度お尋ねしたいと思います。

それから、買い物をする場所ですけれども、地域の公共交通も来ていない、車の免許証も持っていない、それで買い物するところもないという、実際そういうようなところが山間部ではなくて、北葛城郡の中でも起きている現状が生まれています。販売車でも来てくれたら助かるのですけれども。いろいろな県の事業を使って地元で毎日のものを買いたい人たちのところへ何とかそういうものが行き届く対策をぜひ進めていただきたいと思います。

不良債権の処理の問題については、今いろいろ説明をいただきました。もうこれ以上回収の見通しが無いので今回上がってきたと言うことですが、それにしても30数年かかっているとありますので、こうした問題について、早い対応をするべきではないかと考えています。債権を徴収する専門の人を入れているとのことですが、その辺の県の対応についてももう一度お尋ねしたいと思います。

○前阪産業政策課長 商品券で介護の一部負担を使えないかという問いですが、それは使用できないとしております。

○大月地域産業課長 今回の提案が認めていただけたら、設備近代化資金についてはあと20件、小売商業高度化資金についてはあと21件の債権処理をしていることとなります。先ほど申したように、連帯保証人の資力がなく、回収しにくいところが後回しにされてきた経緯がありますので、現在残っているところは大変回収のしにくいところになりますが、しっかりと債務者の状況を把握して、残りの21件についても債権処理に努めてまいりたいと考えています。

○高柳委員 雇用とアスベストに関して質問します。

今回もリスク調査の件の名称が変わりまして予算化されているのですが、環境省が言っている中身が、レントゲンに関しては肺がん検診にセットで自己負担でと最初に言ってきたように思うのです。CT検査はやらないと言っていたのですが、このリスク調査のやり方はどういう形で進めようとしているのかを教えてくださいたいと思います。

もう一つは、子どもの貧困対策の基本計画をつくることを今回の予算で計上されていますが、雇用の分野はすごく大切だと思っています。そういう意味で改めてここに参加するときに、緊急雇用の問題や若い人たちの雇用の実態、女性の雇用の問題、奈良県の特徴など、ひとり親の雇用の実態などについてそれぞれ各担当の部があるとは思いますが、子どもの貧困対策の一番ベースとなる働き方や労働条件に起因した年収に依拠するのだから、雇用全体を扱っている雇用労政課が一番のキーワードを押さえていると思います。この基本計画に臨むに当たって、どういう考え方をしているのかを教えてくださいたいと思います。

○中川環境政策課長 石綿暴露者の健康管理にかかわる試行調査についてお答えします。平成26年度までは、石綿の健康リスク調査で実施していましたが、平成27年度以降については、石綿検診の実施に向けて課題等を検討するための試行調査として、石綿暴露者の健康管理に係る試行調査を行うこととなっています。この試行調査については、実施主体、肺がん検診等との連携方法、対象者、対象地域の考え方、検査頻度、事業に要する費用等の課題等について調査、検討を行うことを目的としているものです。

県としては、国に対してこれまでの成果を踏まえ、費用面の負担や検診内容について現行の制度と比べて後退しないよう、積極的に要望したところです。国からは関係自治体からの要望を受け、今後の試行調査についても、検診内容、費用面両面でこれまでのリスク

調査と同様のレベルを維持するものと聞いています。平成27年度からの新たな仕組みとして、肺がん検診等の情報を活用する場合についても、肺がん検診等の自己負担分に相当する額を試行調査で負担できるとされております。

県としても、アスベストを原因とする疾病は発症までの期間が長いことから、長期継続的に健康被害等、早期発見のための検診体制や健康管理体制の充実を図ることが重要な課題と認識しています。このことから、今後とも国の試行調査を活用して受診者増加に向け市町村の協力も得ながら、啓発、受診勧奨に努めていきたいと考えているところです。以上です。

**○山岡雇用労政課長** 委員がお述べの子どもの貧困対策ですが、確かに委員のおっしゃるとおり、若者の雇用の安定が大事だというのが1つあります。また、非正規雇用が奈良県には多くあり、それに対し若者の正規雇用化促進事業を行っております。所得の安定、それから所得の向上が大事かと思っていますので、引き続き実施していきたいと思っております。以上です。

**○高柳委員** アスベストの問題ですが、結構長い間、リスク調査の実績を積んでこられたので、全国のほかの被害地域に比べても積極的にやっていると思っています。けれども、まだまだやるべきことはあると思うのです。健康に不安を感じている人だけが、今リスク調査に協力していると。不安を感じない人は、生活に追われて健康診断に行けない。去年の段階でも、中皮腫で亡くなった方が三郷町にはいなかったのですが、1名出てきましたし、王寺町でもまた1名新たにということが実際に起きています。

そんな中で、この1年間、環境省と各自治体との綱引きがあったと聞いています。中川環境政策課長はさらっと費用面で後退しないようにと各自治体が出しているとおっしゃいましたが、実際のところは検診の中身も、費用面も含めて皆自治体任せにしようという動きがあったと聞いています。肺がん検診は市町村に乗りかかる。CTはもう行わないことを決めながら各都道府県との話の結果の様子を見て、今回はまだ、例年どおり行おうと、どうも決めたような感じなのですけれども。毎回、厚生委員会などでは、リスク調査の結果が出ていました。協力した奈良県の実態はどうだったのかというのは。それで、今回の場合は、それを公表しないのではないかと、要するにまとめるところまではしないと。不安を解消させるだけだと。検診を受けるだけだと聞いているので、環境省を含めて。なるほど検診の実態としては費用面では後退はしていないけれども、まとめて公表することがなかったら何のためのリスク調査なのだと思いますので、その辺に関して、どういう見解

を持っていらっしゃるのかお聞かせ願いたいと思います。

もう一つは、子どもの貧困対策で、基本計画に臨むに当たって、どう考えてその検討委員会に参加するのかと。私は雇用労政課がかなめだと思っているのです。基本計画は、数値をもってそのことをどう臨んだのかということで、数値の結果の見える化を図っていかないといけないと思うのです。雇用の問題で非正規雇用の実態が高いと。そうしたらどの分野をどのくらいにしていくのかという指標の話も含めて、具体的に、雇用労政課や子ども家庭課もそうですし、教育委員会なども抱える現実で、そのバックボーンとなる親がどういう労働実態かという具体的な中身も含めて、どう数値化し、数値を改善させていくのかと。例えばひとり親家庭の貧困率を解消するために、どう取り組むのかという論議も含めて向かい合ってほしいと思います。今の答弁ではまだまだだと思いますので、課内や部内で論議を深めてほしいと思います。つくったけれど、数値目標もないという話になれば、それこそ神棚の上にも上げられないような計画になりますので、具体的に数値目標を持って、基本計画をつくるのかどうなのか、責任のある人に答えてもらえればそれで結構です。

**○森田知事公室審議官産業・雇用振興部次長** 今のお尋ねの指標に関して、若者の雇用の安定については、非正規雇用率と、高卒者、大卒者の就業後の離職率が国の統計にあります。一般的に使われるのは3年後の離職率です。これは、残念ながら、奈良県の数値は全国で比べる中では比較的高いので、この3年後の離職率の高卒、大卒の分を下げっていく。具体的には、この指標が一つの目安になると思いますので、その指標を下げるべく取り組んでいきたいと思っています。

委員がご指摘のとおり、雇用労政課、それから女性の就業支援、教育委員会での就業意識の向上、生活困窮者の支援という横断的な連携をとりながら、ハローワークとも連携をとることで実態の把握をも努めながら取り組みを進めていくのが大事と認識していますし、実践して進めていきたいと考えています。以上です。

**○高柳委員** 結果のところ、若者の非正規率を下げっていく、学校から初めて就職した後のその3年後の離職率を下げっていくなどという取り組み、本当に大事だと思います。そういう目標のとり方もあると思いますし、例えば、県教育委員会ではいつもどんばちしているのですが、スクールソーシャルワーカーを何人、奈良県で段階的にふやしていくのかと。国の補正予算措置で、県の中でそれに携わる人間が5年間で1万人ですか。平成27年は1,500人措置すると。そうだけれども、奈良県はスクールソーシャルワーカーは今4名だと。というようにスタートが低ければ、国の基準も含めてどれだけ配置していく、要

するに行政がどれだけ向かい合うかというのを数値化するのもすごく大切だと思うのです。若者の非正規率を下げる、また、3年後の離職率を下げるために、県の構え方を数値化させるのも大切だと思うので、そういう数値のセッティングも含めてやってほしいと思います。両方の数値が必要だと思いますので、お願いして終わります。以上です。

○松尾委員 3点、質問したいと思います。

まず1点目、関西広域連合の件ですが、いきなりの方向転換で本当に急で驚きました。加入していただきたいと従来から言わせていただいていたので、歓迎しており、よく決断されたと思っています。

一般質問で、外国人観光客の質問させていただいたのですが、アベノミクスの影響でしょうか、外国人観光客が数多く来日しており、この外国人観光客に、日本全国で誘致合戦している現状です。都道府県単位ですることよりも近畿圏で、関西圏でまずこの誘致合戦をして、その影響が必ず奈良県にも出てくることも期待していたのですが、今回、観光・文化、防災の2項目で加入する方針なので、この効果が必ずあらわれてくるものだと期待しています。

そして、関西広域連合は広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、この5分野で構成をしているのですが、残りのあと3分野に関する加入に関して、今後どうしていくかを検討しているのかお考えがあったら、お聞かせいただきたいと思っています。

先ほど、今井委員の質問の回答の中で、国の出先機関の移管の心配がなくなったと回答していただいたと思うのですが、国の出先機関は移管しないというのは、奈良県が入っていないから移管はできないという答弁を大臣がしているのを聞いたような記憶があるのですが。その辺をわかっていたら、お答えいただきたいと思っています。

2問目は、山岳遭難の救助体制についてです。これも一般質問で山岳遭難をしないために、いわゆる予防みたいな感じの部分だと思うのですが、登山届の提出で質問させていただきました。実際、山岳遭難が発生した場合に、登山届は警察が所管だけれども、警察以外にその救助体制を構築するのに地元の消防、また消防団の方々が対応していただいているのですが、県としてその山岳救助の活動に、それ以外の課がどのようにかかわっているのかと思っています。

そして、もう1問。一般廃棄物の広域処理の問題についてです。現在、一般廃棄物の処理の広域化について奈良モデルという形で、数カ所、県が自治体の相談を聞いているとい

う話ですが、一般廃棄物の広域化に向けて、県はどれくらいこれからかかわっていかうとしているのか、また、県内で広域化に向けて取り組んでいる市町村の数がわかっていたらお答えいただきたいと思います。以上、3点です。

**○青山知事公室次長政策推進課長事務取扱** 残りの3分野とおっしゃいましたが、関西広域連合では、全部で7分野の事務をされてまして、今、委員がおっしゃった以外に、資格試験・免許、それから職員研修の分野もされています。今回、部分参加と申し上げたのは、防災と観光で、今まで、特に防災については、広域連合と連携していた分野ですので、その部分について今回、部分参加という表明をさせていただいたことになっております。残りの分野については、今後の成果を見きわめながら検討していく必要があると考えております。

それから、出先機関の移管について、もともと奈良県が入っていないからとのことでおっしゃっていただきました。民主党政権の時代で平成24年11月に国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案、それから国の出先機関の事務、権限のブロック単位での移譲についての閣議決定がなされました。その当時、特定広域連合に対して、例えば国の近畿地方整備局などを移管しようという形で法律案が閣議決定をされたわけですが、概略的な言い方になるかもわかりませんが、その特定広域連合の区域内に奈良県が入っていないと移管がしにくい可能性がある。政令で決めることになっていましたので、その当時、まだはっきり決まっていなかったけれども、そのときの閣議決定案ではそういう形で奈良県についていろいろ議論がなされたところです。ただ、この法案については閣議決定はされたけれども、結局、法案としては提出されませんでしたので、今、委員がおっしゃったことにはなっていないかと考えております。以上です。

**○村戸消防救急課長** 山岳遭難の救助体制について、県としてどのようにかかわっているかというご質問にお答えします。山岳遭難の救助活動については、地元の常備消防や消防団の方々にご尽力をいただいております。日ごろから感謝しています。山岳遭難における救助活動について、どのような過程で救助されるかを簡単に言いますと、まず、遭難された家族より捜索依頼の110番通報の入電後、地元警察署、管轄消防署及び地元消防団の合同で地上からの捜索活動が行われます。それとともに、空からの捜索が必要とされた場合に、地元消防署からの要請により、県の消防防災ヘリコプターで防災航空隊員が出動し、警察航空隊と協力して遭難者の活動を行っています。また、捜索中に遭難者が発見された場合、山岳遭難における救助活動については、主に県の防災航空隊が実施しておりますので、消



防防災ヘリコプターにより救助活動を実施します。ちなみに、平成26年1月から12月の1年間における山岳遭難に係る搜索救助の、消防防災ヘリの出動件数については30件です。今後も搜索救助要請があれば、迅速に対応できるよう万全を期したいと考えています。以上です。

○西井廃棄物対策課長　ごみ処理の広域化についてのお尋ねでした。

一般廃棄物の処理については、各市町村において検討されているところですが、県市町村長サミットにおいて、市町村からごみ処理広域化についての提案を受けて、平成22年度から検討してきたところです。この検討の中で、市町村から、広域化の枠組みづくりを進めるに当たって、県の協力、支援が必要となるとの意見もあったことから、県としてはサミットでの検証成果を継承して、関係市町村に対して、各処理施設等の現状を踏まえながら、広域化検討への参画を打診し、検討会の開催などによる支援を行ってきました。検討会では県と市町村が共同して、地域のごみ処理の現状や将来見通し、あるいは広域化による経費比較などの調査を実施し、それらの情報を共有しながら検討を深めてきたところです。

このような取り組みの結果、現在、県南部地域では平成25年11月に吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、川上村、東吉野村の7町村の首長メンバーによる奈良県南部地域ごみ処理広域化推進協議会が設置され、また、宇陀地域においても、平成26年12月に宇陀市、曾爾村、御杖村の3市村による奈良県宇陀地域ごみ処理広域化推進協議会が設置され、それぞれ広域化に向けた検討を進められているところです。これらの協議会は市町村が主体となって運営されておりますが、県としても引き続き、奈良モデルによる広域行政の推進を図るため、必要な情報の提供や検討に対する技術的な支援を行います。以上です。

○松尾委員　ありがとうございました。

広域連合の件ですが、7分野みたいです。勉強不足ですみません。2分野の連携が従前より進んでいたもので、この分野だけ加入するというご答弁だったと思うのですが、現在、残りの5分野に関してどのような連携が、どのくらい進んでいるのか、わかればお答えしていただきたいと思います。

そして、山岳救助ですが、今の県の取り組みは、よくわかったのですが、本当に安全に登山していただく、そしてもしものときに一人でも多くの命を助けられるという政策を進めるために、連携が絶対必要だと思うのです。登山届の件も、これは、奈良新聞の記事で

すが、平成27年に入っての山岳遭難8件のうち7件が大峰山系で発生をしており、天川村でも、一度、条例を制定しようかという動きになったみたいですが、この大峰山系、登る登山口が上北山村も天川村も数カ所あり、一つの村だけで条例制定してもきかないのです。こういった現状も踏まえて、条例制定は県総務部や県警察も踏まえて部局横断でとにかく一人でも多くの命を守るために頑張ってくださいたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

そして、一般廃棄物の件ですが、ご存じのとおり、一般廃棄物の処理権限は市町村にあり、本当に県が奈良モデルで広域化を進めるといって、どこまで入っていくのかが見えて不安です。口は出すけど金を出さないということがないように、口は出すけれど金も出すという感じでモデルを進めていっていただけたらと思っておりますが、1点、広域化することだけを目的とせず、人口減少社会になっており、将来的にごみが必ず減ってきますので、廃棄物の量の減少も必ずその数値に入れて、しっかり20年、30年先を見据えた計画を策定する指導をしていただけるように要望したいと思います。

それでは、1点だけ質問します。

**○青山知事公室次長政策推進課長事務取扱** 承知している範囲でということで、申しわけございません。

一つは広域医療の関係で、ドクターヘリについて、関西広域連合と和歌山県とそれぞれで連携をとり、広域連合のドクターヘリの共同利用をさせていただいています。ちなみに平成27年2月現在で、広域連合から、ドクターヘリについては2回、奈良県に運航をしていただいております。私の知ってる範囲では以上です。

**○松尾委員** わかりました。本当に先週のことですので、多分このぐらいだろうと思うのですが、本当の真意を、関西広域連合に関して、知事にもう一度総括審査で質問させていただきたいと思っております。終わります。

**○田中委員長** 審議の途中ですが、12時に近いので、午前中の審査をこれで終わります。午後の審査は午後1時からとさせていただきますが、それでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、しばらく休憩いたします。

11:53分 休憩

13:03分 再開

**○田中委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○除委員** それでは質問します。

まず1点目はニート対策です。来年度の予算書にひきこもりの相談窓口の設置と出ておりますが、どこにその相談窓口を置かれて、どういう取り組みをされようとしているのか、お伺いしたいと思います。

次に、なら四季彩の庭計画で、奈良県を一つの庭に見立てて、今後、植栽計画をしていくということなのですが、特に奈良公園をどのようにされようとしているのか、お伺いしたいと思います。ここには、ナラノヤエザクラという桜がたくさんありますが、この活動をされているグループもあります。地元で活動されている方々と話し合いをしていただきながら、ナラノヤエザクラをさらに整備していただくのと、ナラノヤエザクラの歴史に係することもあわせて、県民の皆さんはもちろんのこと、観光客にもお知らせいただきたいに思います。その点についてお伺いします。

それと、先ほどからも出ていますように、大学生の離職率、奈良県の場合、関西の中では一番離職率が高いとのことですが、代表質問の再質問で提案させていただいた香川県の例を参考にされて、奈良県も大学生の県内への定着支援を考えられたらどうかと思っておりますが、その点についてお伺いします。

次に、テレワークですが、代表質問でも質問しました。労務管理、また個人情報について課題があるとお答えになりましたが、そのことについてもう少し、どういう点なのかをお話しいただければと思います。

それと、警察にお伺いしたいと思います。おれおれ詐欺など特殊詐欺ですが、減少するどころか年々ふえていますし、いまだに被害を受けていらっしゃる方がたくさんおられます。これを何とかしなければいけないと思いますが、奈良県の特殊詐欺の現状と、どういった取り組みをされているのか、お伺いをしたいと思います。

それと、来年度の予算書に、地方消費税清算金があります。この地方消費税清算金収入が前年度に比べて128億円増加をしていますが、この点についてと、日ごろ奈良県が政府に要望されている、奈良県の場合、県内で消費する額が少ないことについて、まずそこまで。

**○森青少年・生涯学習課長** ひきこもり相談窓口の設置についてお答えします。県ではこれまでより、ひきこもり状態の若者を支援するために、家庭へ臨床心理士を派遣する訪問支援、あるいはひきこもりの若者が立ち寄れる居場所の提供などの取り組みを行い、3年間で約60名の若者がひきこもりから脱し、進学や就職等の社会参加を実現しました。し

かしながら、依然多くの若者がひきこもり状態にあるために、昨年7月より庁内関係課で検討会を設置するなどして、効果的な相談窓口のあり方などを調査研究してきたところで、これらを受け、平成27年度より青少年・生涯学習課にひきこもり相談窓口を設置すべく、現在予算を提案しています。

具体的には、相談者が来訪しやすいように県庁舎1階に青少年・生涯学習課を移し、あわせて、ひきこもり相談窓口を併設することを検討しています。相談窓口では、ひきこもり本人及び家族に対する電話相談、来所相談に応じるのみならず、訪問支援も積極的に実施していくことで、できるだけ多くのひきこもり青年を支援し、また、状況を把握していきたいと考えています。以上です。

**○七尾景観・環境局次長景観・自然環境課長事務取扱** 奈良県植栽計画、「なら四季彩の庭」づくりに関し、ナラノヤエザクラについてのご質問です。

ナラノヤエザクラは一般市場で流通しているものではありませんので、育ててふやす必要があります。余り強くない種類で、接ぎ木では花や葉の色などの形質が変質してしまうおそれがあり、なかなかふやしにくい樹木です。これまでに奈良公園の苗畑においてふやした苗は、随時、公園内に植樹をされてきました。また、現在50本程度の苗が大切に育てられております。このように大切にしなければならない品種であるナラノヤエザクラに関しては、ゆかりの深い場所で守り育てていくことが大切かと思っています。奈良県植栽計画において、現在、奈良公園の植栽計画は県の奈良公園室が中心となって策定をしており、その中で、ゆかりの深い奈良公園周辺を中心にナラノヤエザクラの植樹を行っていくことが検討されている状況です。ナラノヤエザクラを育て、ふやしていく方法や、体制についてもあわせて検討されていると聞いています。また、除委員がお述べのように、同様の思いを持って活動している団体もあると聞いています。先日、知事が神田委員の一般質問でお答えしたとおり、彩りづくりは息の長い取り組みであり、地域の方々や団体などと連携しながら進めていくことが大切であると考えています。今後、これらの団体とどのような連携ができるかなど、奈良公園室と相談しながら進めたいと思っています。以上です。

**○山岡雇用労政課長** ご質問の大学生の離職率ですが、平成22年3月に卒業した大学生の離職率で、全国では31%、奈良県では40.1%となっています。以上です。

**○中村人事課長** テレワークについてのご質問です。人事課が答えさせていただきます。

代表質問で総務部長から答弁申し上げましたが、佐賀県でテレワーク推進事業に取り組んでおられます。委員もご指摘されたように、労務管理の面でもいろいろ問題があると聞

いており、実際に佐賀県に問い合わせますと、件数こそ多いけれども、やはり勤務管理、あるいは勤務業績の評価の面でもいろいろ問題があると伺っています。総務部長の答弁の繰り返しになりますが、個人情報のセキュリティーの問題などでもいろいろ課題があり、今後、システム面からの検討も加えながら、必要に応じてテレワークの導入について検討したいと考えています。以上です。

**○藤本生活安全部長** 特殊詐欺の現状と取り組みについてのご質問です。

現状として、平成26年中の特殊詐欺の認知件数は67件と、平成25年に比べ11件減少しましたが、被害総額は約4億7,000万円余と、平成25年に比べ約2,200万円増加しました。一方、検挙件数は85件と、平成25年に比べ2件、検挙人員も49人と、平成25年に比べ10人それぞれ増加しています。また、平成27年に入り、平成27年3月8日までの認知件数は17件と、平成26年同期に比べて1件増加し、一方、被害総額は約4,000万円と、平成26年同期に比べ約2,800万円減少しています。検挙件数は10件と、平成26年同期に比べ2件減少していますが、検挙人員は12人と平成26年同期に比べ7人増加している現状です。平成27年に入ってからの特徴は、依然として高齢者の方の被害が多く、被害者の約6割を占めており、手口は一層多様化し、また、お金の受け渡しも振り込め型、現金送付型、手交型のいずれも散見されるところであります。

こうした状況を踏まえ、県警察では、金融機関や宅配事業者に対し利用者への声かけの徹底をお願いし、水際防止対策を強化するとともに、高齢者の方々に対し注意喚起などを継続しているところですが、平成27年1月からは被害防止に向けた新たな施策にも取り組んでいるところです。

その一つは、預金小切手を活用した被害防止対策です。金融機関で高齢者が高額のお金を引き出す場合に、預金小切手での振り出しを勧めて現金の動きをとめ、さらに特殊詐欺の被害者ではないかと思われる場合には、当該金融機関から警察に通報していただき、警察官が速やかに対応することにより被害を防止しようとするものです。現在、県下10の金融機関、258店舗で実施しています。

2つ目は、迷惑電話防止サービスを活用した被害防止対策です。特殊詐欺の被害を防止するためには、犯人からの電話を遮断することが有効であるため、迷惑電話として登録された電話番号からの電話を阻止するシステムが開発されました。このシステムは既に他府県において実証実験が行われており、当県においても、昨年12月に通信事業者と覚書を

締結し、参加申し出のあった天理市において実証実験を行っており、同市内居住の高齢者世帯を対象にモニター100世帯を募集しているところです。

今後も引き続き、他府県の好事例なども参考にしながら、特殊詐欺の被害防止対策に取り組みたいと考えています。以上です。

**○枅井税務課長** 地方消費税清算金が128億円ふえたことについて答弁します。内容的に2つあります。

1つはまず税制改正の影響です。地方消費税の清算基準に関してですが、これまで、小売年間販売額とサービス業対個人事業収入額で8分の6の割合、それから人口と従業者数でそれぞれ8分の1の割合で消費に相当する額を算出し、その額の全国に対する割合に応じ、全国の地方消費税収を各都道府県で清算しました。今回、税制改正があり、その人口の割合の部分が8分の1から8分の1.2に若干大きく改正されました。その結果、奈良県の取り分、シェアですが、全体の地方消費税額の奈良県分が約0.85%だったのが、約0.88%になり、取り分がふえたわけです。この清算基準の見直しに係る効果額が約14億円と見込んでいます。

128億円のうちのあとの114億円ですが、平成26年度に地方消費税の税率が、ご承知のとおり1%から1.7%に引き上げられました。その影響が来年度は丸1年分入ると、平年化したことで増収になったものです。以上です。

**○中産業・雇用振興部長** 若者の離職率の現状については、雇用労政課長が説明したとおりです。

もう1点、本会議の際に除委員からおっしゃられた香川県の奨学金制度の免除を行うなどですが、そのご提案の内容を受けとめ、香川県の現状などどうなっているのかをしっかりと勉強させていただこうと思っていますし、また、奨学金の制度自身がどうなって、現状がどうかというのを教育委員会の学校支援課ともしっかりと相談しながら、奈良にふさわしい制度がどういった形で構築できるのかも勉強したいと思っています。以上です。

**○除委員** ニート対策については、さらに対策を強化し、相談窓口を設けて行っていただくということです。現在ニートで、仕事についてない方が約8,000人県内にいるので、しっかりとニートの方の支援を県庁挙げて行っていただきたい。労働力としての方々なので、しっかりと支援をしていただきたいをお願いします。

次の、四季の彩りの計画の中でのナラノヤエザクラの件ですが、奈良公園室で今中心になってやっているとのことですので、そこともまた連携していただきたいと思います。県

花なので、県庁職員はご存じだと思うのですが、私は、奈良に生まれて奈良に住んでいますが、ナラノヤエザクラを知りませんでした。つい最近、数年前に知ったところです。ですから、多分、そんな方が多いのではないかと思います。それで、そのナラノヤエザクラのことを話すと、県外からでも咲いているのを見に行きたいと、女性はすぐに見たいと多分奈良県までいらっしゃるのではないかと思います。ナラノヤエザクラは話せば話すほど、歴史にまつわる話もありますし、観光の誘致にもつながる話ではないかと思えます。ぜひともこのナラノヤエザクラ、奈良公園一帯に、また花の季節は4月下旬から5月初めですので、全ての桜が終わった後で咲くこのナラノヤエザクラを、しっかりと奈良公園周辺で見られるように、奈良公園室にも働きかけていきたいと思っています。

大学生の定着支援では、こういった奨学金もまた参考にさせていただいて、お願いをしたい。これも一つの方策かと思っていますので、お願いしたいと思えます。

テレワークに関してですが、このテレワークの話聞いた佐賀県の方に、いろいろ伺いました。労務管理で何か問題がありますかと聞きましたら、在宅勤務、サテライト勤務もそうですが、例えば私は在宅勤務で8時半から5時15分まで働きますと前もって上司に届け出を出すようです。その日の一日の業務内容、そして、スタートの時点で、今から始めますと、また、終了の5時15分には終わりましたと報告をしながら、きょう一日与えられた業務をどこまでやったか、やり上げたかとチェックするそうです。8時半に開始のメールを上司に出すとのことで、その一日の業務内容を明確にする。5時15分には終了のメールをして、ここまでやりましたという労務管理がされているとお聞きしました。

それと、個人情報については、自宅でやる場合は家族の人に見られないように、のぞかれないようにとのことですし、資料としてそのパソコンの中にあるわけなので、それを外に持ち出すことがないわけで、個人情報の管理は大丈夫という話です。全庁舎の職員の顔が見れるように、パソコンの上に全部カメラがついていますので、在宅で勤務していても、ぱっと呼び出せば、そこにいるかどうかという確認もできますし、また、在宅にいてもその会議と一緒に参加することができるとお伺いしていましたので、私が聞いた限りでは特に問題はなかったのではないかと思います。いずれにしても、これは5～6年かけてやってきたことで、一度に徹底したものではないので、そういったトラブルはなかったし、問題はなかったとのことです。

育児休業、また介護休業から部分的に始めてきたことなので、特に労働組合とは協議はしてこなかったが、労働組合にとってもいい話なので、特に問題はなかったとのことです。

例えば、都道府県単位でやっているところは今は佐賀県だけですが、平成27年度から実施する自治体はふえるだろうということです。静岡県のある市では、教育委員会がこのテレワークを通しての在宅勤務等を行っているそうです。学校の先生などが、ICTを使っての仕事をテレワークで行っている教育委員会があるとのことですので、これは徐々に全国に進んでいくかと思います。特に聞いた中では問題はなかったかと思いますが、あとはやる気だと思いますし、検討していくとのことですので、いかがですか。もう一度、お尋ねしたいと思います。

警察にお答えいただいたこの特殊詐欺の件については、いろいろな各都道府県がいろいろな対策を行っているようですし、あるところでは、電話のところには何か手のシールを張るなどして、受話器をとるときに、ああ、そうだ、それに気をつけないといけないと、気づかせるシールを、特に高齢者のお宅に配布しているなどの対策も行われているようです。

この前もテレビを見ていましたらネットバンクで自分の口座にいろいろ海外からの不正なものが入ってきて、通帳を見たらゼロだったということも今、起こっているようです。ネットバンクという被害です。そのテレビには南都銀行の対策が紹介されておりました。今後、警察としても、いろいろ情報の分野での被害が広がっていく可能性もあるので、この詐欺被害の対策を、しっかり行っていただきたいと思います。これも本年1月から開始されたばかりですので、まだ効果が十分わかりませんが、こういう対策をとられたので、しっかりと効果が出るようお願いしたいと思います。

最後に財政のほうもお答えいただきました。これは、奈良県の場合は、1カ月の消費支出が全国3位であるにもかかわらず、県内消費率が全国46位ということから、知事が政府に要望されていた、この件が14億円です。いろいろ税制改正により14億円プラスされたということです。これは、すばらしい結果だと思いますので、本当に知事が要望されたことが実現したとのことでお聞きしました。

**○浪越総務部長** テレワークの件で再度のご質問をいただきました。

テレワークの導入に課題があるというお話を、本会議のときもご答弁させていただきました。今、資料がありませんので、記憶だけで申し上げますが、佐賀県はどうも平成20年から、1次、2次、そこから本格施行という形で進んでこられた。その中で、我々もいろいろ事情を聞きました。委員がお述べのように、メールで、ただいまから開始をします、業務が終わりましたという報告をいただいて、勤務を管理している実態のようですが、我々公務員の世界でいいますと、職務専念義務があります。その中でどれだけの職務の勤務管



理をしていけばいいのかは、これでいいのかという疑問があるところでありますので、さらにそういう勤務管理の体制を、制度的につくっていかねばいけないというのを一つ、課題として意識をしています。それからもう一つ、業務の評価の仕方です。佐賀県に問い合わせますと、どの業務という特定をしていないとのことで、いろいろな県庁の業務をやれるという形にしているようです。個人情報の漏えい問題がありますので、業務の特定の必要性があるのかないのかが、これから導入するに当たって議論になるかと思うのが2点目です。

さらに、佐賀県の場合は、県から機器を提供して、県のシステムをそのまま家に持ち帰ってやる形で、例えば個人情報ですと、その端末に記憶できないシステムをとっているようです。そういう形をとらないとなかなか個人情報の漏えいは防げないのかと思いますので、そういったシステム的なものも考えていかねばいけないと思います。

また、佐賀県に問い合わせをしていく中で、在宅勤務という形の明確な在宅勤務までは至っていないとのことでした。1次、2次、10名ほどそれぞれ参画したようですけれども、在宅勤務という形態をとるための仕組みが難しいのだろうと、先ほど言われたように育児休業に入られた時点で導入をするのか。産休なら16週、これは有給で休暇をとれますが、育児休業に入ると無給です。3年が上限となりますので、ではどの時期にどういう形の在宅勤務が可能なのかといったことを研究していかねばいけないと、さらに具体的な制度設計をしていく必要があると思っていますところでは。以上です。

**○除委員** 今、浪越総務部長がお答えいただいたように、いろいろ考えていただいているようです。それらを全てクリアしていかないと、前に向いて進まないとは思いますが、一つは時代の流れもありますし、みんながみんな、必死にその時間は張りついて仕事をするという気持ちとしては大事だと思いますが、なかなかできにくい場合もありますので、育児休業や介護休業などを取っかかりとして始められたらいかがかと思いますが、また若い方は頭の柔軟な方もいるかと思いますが、浪越総務部長が今おっしゃったことをきちんとクリアすることはもちろん大事ですが、今後の働き方というので、県庁内から率先したらいいと要望して、終わります。

**○神田委員** 2～3点聞かせてください。

プレミアム商品券でわざわざ括弧して南部・東部地域とありますが、南部・東部地域は特別な何かがあるのかというのと、以前、松尾委員が、吉野方面でプレミアム商品券を使いたいけれど、使えるお店がないという意見を言っておられたと思うのですが、わざわざ

上げてもらっているところを見ると、何か対応はできているのかと。プレミアム商品券を取り扱うお店ができたのか、それとも何か工夫されているのかと思うのです。それは先ほど、宿泊券で使うのですなど言っておられたのですが、プレミアム商品券とプレミアム宿泊券が別にあるので、これは別のものなのか、一緒に両方使えるのかをきちんと聞かせてもらえれば助かります。

それから、お土産コンテストの日程などわかることがあれば、詳しく。応募してみようかと思っています。

それから、先ほどなら四季彩の庭が出ましたが、私も質問しました。私は持論で、花と食があれば観光客は必ず来てくれると思っているので、なるべく花を見る、愛でる場所をたくさんつくってほしいという思いから、橿原市にもみじの名所をつくってほしいと思って取り組んでいたことが、県全体に広がってきたのは、大変ありがたいと思っています。その中で、これは、今その彩りづくりを県独自でされる場合と、市町村独自でされる場合と、県と市と団体が協力してその場所をつくっていくのがあったと思うのです。今回、そういう3つの団体でそういうものが一つでき上がる例が、橿原市のほかにあったのかどうかを、まず聞かせてください。それと、ナラノヤエザクラの話が出ましたが、私も当初、知り合いが奈良八重桜を愛でる会を持っておられて、何とかナラノヤエザクラをふやしていきたいと奥田副知事にも苗木などお世話になったと思うのです。奈良国立博物館の前など随分植えてきているし、また、皇室にも献上された経過があるのですけれども。ナラノヤエザクラは弱いので、先祖返りというのですか、なかなか難しいのです。普通の桜になってしまうところが大変難しいのですけれども、昔から歌に詠まれているし、大事にナラノヤエザクラを継続して、覚え知らせようという話だと思うので、私からも要望したいと思います。その2～3点をお願いします。

**○前産産業政策課長** プレミアム商品券についてお答えします。まず、県として県内全域で利用できる20%のプレミアムつき商品券を36万冊、約43億円発行します。それと、より一層の消費喚起が必要な南部・東部地域限定で利用できる25%のプレミアムのついた商品券を4万冊、約5億円を発行します。なお、参加店舗数が少ないという話がありましたので、それも勘案して、平成26年度は、プレミアム率15%に対して5%が店舗負担だったのですが、店舗負担を軽くして、県内全域の商品券については、20%のうちの2%、南部・東部地域限定の商品券については25%のうちの1%だけを店舗が負担することで、店舗負担をかなり少なくすることによって参加店舗をふやしていきたいと考えて

おります。

それと、宿泊観光客のプレミアムつき商品券については、県観光局の所管になるのですが、産業・雇用振興部で発行しますプレミアム商品券はホテルでも使えますが、ホテルに泊まった旅行者の方が近隣の商店街や商店でも使えるところが大きな違いかと思っています。こちらの商品券は、できるだけホテルにも周知して、近くの店で使えます、このような店がありますと紹介することによって、県外のお客様にも商品券を県内で使っていただくという施策を展開していきたいと考えています。以上です。

**○村上産業振興総合センター所長** 奈良のお土産コンテスト開催事業について説明します。県内のお土産物の中には、県全域では余り知られていないものでも、その地域では有名な、人気のあるお土産もあるわけです。そのようなお土産を、コンテスト形式で自薦他薦を問わず広く公募することで、全国に発信していきたいと考えています。そのスケジュールですけれども、5月初旬に委託事業者の募集を約1カ月間行い、6月中旬にはプロポーザルを行い、7月中旬にはお土産物を1カ月間ぐらい公募したいと考えています。10月初旬に1次の審査を行い、応募の件数にもよりますが、選抜された中で、11月初旬にはお土産のコンテスト、イベントとして実施していきたいと考えています。以上です。

**○七尾景観・環境局次長景観・自然環境課長事務取扱** 彩りづくりに関し、協議会等の設立状況、協働での取り組みのご質問です。

彩りづくりは県、市町村、地元団体等が植栽整備はもとより、維持管理についても協働で取り組むことが大切と思っています。それで、先ほどのご質問ですが、今、大和三山においては、神田委員がお述べのとおり、県と市と大和三山を所有している林野庁、地元の団体とで進めています。そのほかに王寺エリア、高取エリア等では今、協議会で動き出しています。あと、設立に向け郡山、もしくは山の辺南、高田川沿いエリアなどが取り組みにかかろうとしています。来年度、ならの四季彩の庭づくり連携推進事業として、さらに推進していきたいと考えています。以上です。

**○神田委員** どうもありがとうございました。プレミアム商品券はよく売れているのは売れているのです。買いたいと思っても、もうないなど、よく言われるのですけれども。だから、もっと使ってほしいと思うし、もう少し使えるような工夫は必要かと思います。人気はあります。先ほど聞くのを忘れたけれど、市町村独自でもプレミアム商品券を出しておられるので、その違いはわかりますか。何か、違いがわかればもう一回教えてほしいと思います。

お土産コンテストは、わかりました。機会があれば挑戦したいと思います。

それと、彩りづくりで、市と県と団体のときは、負担分はどんな場合でも同じなのか。市3分の1、県3分の1、団体3分の1など、4分の1、4分の1など、そういうものがあるのかどうか、もう一回それだけ。

それと、市町村のプレミアム商品券の違いがあれば。

**○前阪産業政策課長** 市町村との違いですが、実は県の他市町村でもたくさん商品券が発行される予定で、県との役割分担をしようということです。県は、大型店舗も普通の商店街の小売店舗も関係なくどこでも使えますという形で、広く消費を喚起します。南部と東部の地域についても限定的にプレミアム率を高くして販売します。そして、市町村にお願いしたのは、できるだけ、幅広くたくさんのところで使っていただきたいので、小規模の店舗を中心に販売される工夫をお願いできませんかと、平成27年2月4日に説明会もしています。そういう形の発行を今考えている話をしたところでした。以上です。

**○七尾景観・環境局次長景観・自然環境課長事務取扱** 彩りづくりの整備の負担についてのご質問だと思います。整備については、例えば県が、県有地等である場合は、県で全部持ちます。市が中心になってするときには、県が整備の2分の1の補助金を用意します。それと、先ほどのご質問の中で言われた、3分の1というのは、地元団体がされる時、そこに市が補助する場合に県が3分の1、市が3分の1、地元団体3分の1という体系となっています。以上です。

**○神田委員** どうもありがとうございました。では、プレミアム商品券、しっかりと使ってもらえるように祈っておりますし、頑張ってください。

それから、彩りづくり、わかりました。これに思ったのですが、団体も協力しようと思えば、3分の1で済むのですよね。これだけの植樹をしたいと思ってするその額の、市も県も、3分の1ずつで済むというので、団体側にとってもこれは非常にいいと思ったので、しっかりと進めてもらって、1日でも1年でも早くこの奈良県がすばらしい彩りの庭になりますように、これからも頑張って取り組んでほしいと思います。以上です。

**○川口委員** きょうの話題にしていいのか、後日になるのか、迷いながら聞くけれど、紀・万葉プロジェクト、飛鳥藤原京以前のこの葛城麓を忘れていないのかと。

これは、あしたの教育委員会に関係するわけですが、警察との連携プレーをお願いしたいと思うのです。というのは、実は、御所市教育長がことし3月でおやめになるようです。私のところに挨拶に見えて、その際の話ですが、児童、子どもの保護者で、不満があった

とき学校へ来て、かなり厳しい不満の表明が行われると。その際に、手が上がるような抗議の姿があったようです。

かなり厳しいトラブルであったのだろうとは思いますが、そのトラブルにかかわって教師の側が、日ごろからへっぴり腰のところへ、さらにそういう事象が生じるとなればへっぴり腰になると。そういう事態があるとのことで、同和教育、人権教育の流れ、つまり、歴史の中で子どもの教育指導にかかわっては、学校が責任を持たねばならないのだという、学校責任が非常に強調された時代があった。そのときの教師の姿勢も、かなり力の入った人権教育、同和教育の展開をなされたけれども、今の時代は、時代背景との関係で、教師自身にも当時人権教育、同和教育も実践なさった先生たちのような力強さが、今は感じられない。つまり、かつての人権教育、同和教育の中では、学校内で物事、トラブルは解決しないといけないと、それはそれなりにおさまっていたと思いますが、近ごろは学校内ではおさまらない事象があるように聞いています。これはまた、御所市教育委員会からそういうトラブルがあって実は困りましたと話を聞いたわけです。学校と警察との地域の社会教育等をも含めながらの連携プレーは、防犯対策も含めてのシステムができているのかどうか、一つ検証してもらいたい。あるいはまた、いいところは残してもらいたいし、不十分なところは補っていただきたい。体制をつくっていただきたいと思うわけです。いい意味の自尊心は結構だと思いますが、へっぴり腰の引け腰の自尊心はいかがなものかと思ってるわけで、あすの委員会でも問題提起をするつもりですが、きょう、警察本部にもお願いをしたいと思った。

特に、思い起こすわけですが、先般子どもが殺傷されました。その際に教師が毎日のように電話をかけたけれど親に会えなかったということです。子どもが母子家庭などの両親に恵まれた生活実態でない場合、片親が必死になって昼は働きながら、いや、夜をも働きながら子どもを育てているのですから、電話だけで物事を解決するような教師の姿勢では困ると思っています。あの事件についても、家庭訪問でも積極的になさっていたならば、あの少年は助かったかもわからないと思うわけです。いずれにしても、幸せな子どもばかりではないですから、とりわけ少子化時代、子どもは宝ですから、守ってもらいたいと思います。県警察本部に学校教育との関係において、一体どうなっているか、ひとつ検証していただきながら、体制強化をお願い申し上げたいと思います。

それから、もう1点、これは、日々の思いとのかかわり合いですが、信号機の問題、京奈和自動車道ができて、大変ありがたいわけですが、京奈和自動車道で奈良へ来るよりも、

時間帯によっては、橿原―桜井―天理経由で奈良へ来ても時間が変わらないと、運転する秘書が、このほうがストレスがたまらないのでよいですと、ぐるっと回ってくる。ガソリン代が高くつきますけれど。特に問題になるのは、イオンモール橿原アルルの周辺です。京奈和自動車道の南北の線と、それから南阪奈道路の東西の線との交錯の関係です。青信号だけれども、車は走っていない。その青信号を横目で見ながら、赤信号だから前進できないという時間帯がある。要は時間帯と交通量との関係です。朝のラッシュ時、あるいはまた夜のラッシュ時、あるいはその他の空間時等々、時間に照らして一度調査をして、交通が緩和され、円滑に運ぶように、お願いしたいと。

また他に、シャープの前も随所随所で信号があり、区間が短いものですから、国道24号は、東西に渡る車もあまりない。けれども、南北の線は多いです。シャープの従業員が大変減っていると聞きました。要は人口動態、交通量の動態も変化をしているのではないかと思いますので、いま一度、全県的にぜひ点検をしていただければと思います。これも要望で申し上げておきたいと思います。何か感想があれば、お述べいただければと思います。

**○浪越総務部長** 少し確認だけさせていただきたいと思います。

先ほど、川口委員から、人口ビジョンのお話が出ましたが、地方人口ビジョンになりますと、担当は、知事公室のほうでやっておりますので、ご質問の内容に該当するかと思いましたが、ご確認だけさせてもらえればと思いました。

(「よろしいですか」と呼ぶ者あり)

**○藤本生活安全部長** ただいまの学校との連携の話ですが、当然、警察もそれは重要だと考えています。学校警察連絡協議会の関係であるなど、特に生徒に対しては、スクールサポーターという制度がありますが、それらの活動を通じて今後もっと積極的に学校現場での、対生徒だけではなく、保護者から対先生に対するものについても、情報収集を含め、事件化できるものがあれば事件化していくようにやっていきたいと考えています。以上です。

**○神田委員** 平成26年の夏ごろに橿原市で、高齢者を相手に、ひったくりが何件かあったので、パトロールの強化をお願いしました。パトロールを強化したおかげで今は静まっております、何事もないようです。もう最後ですので、そのお礼だけを言いたいと。ありがとうございました。引き続き、よろしく申し上げます。

**○中村副委員長** 通告はしていませんが、先ほど松尾委員からも質問があったわけですが

れども、目下、統一地方選挙、知事選挙も近づき、関西広域連合はホットな話題だと思うのです。しかし、知事の記者会見においても新聞報道でしか詳細に説明がされていません。そこで、最終日、知事に質問をしたいと思うわけですが、長年にわたって奈良県だけが関西広域連合に入らなかった。これは知事の見識であり、奈良県をよくしたいという思いで今日まで来て、県議会においてもほとんどの会派が知事の意見に賛成をしてこられました。そういう中で、これは知事の政策変更です。政治は、時と場所によつてのドラスチックな政策変更が、今までの日本の歴史を見ても、県政史上を見てもあるわけです。しかしながら、我々が関西広域連合にくみしないという大きな理由として、屋上屋を重ねないと。先ほども答弁で、入れば奈良県の議会は関西広域連合への議員派遣は2、3名だと。奈良県の生成発展の上でも、堺県から独立する前には、奈良県の議員が少なく、奈良県の声を通らなかった。やはり奈良県の暮らしをよくするためには奈良県が独立して、独自の政策をやっていく。だから関西広域連合には入らないと、おっしゃっていた。

それから、先ほどドクターヘリの話も出たわけですが、関西広域連合と和歌山県と協定を結んでいたら、年に数件しかヘリを飛ばさなくていいので、経費が非常に安い。関西広域連合に入ると、経常経費もかかるのではないかと、事務方は非常にご苦労されて、この関西広域連合に入らなかったわけです。

そこで、事務方にきょう聞きたいのは、いろいろな思いで知事が、決断されたことは、これは時代の流れの中で、妥当だと思っているのです。

しかしながら、参加は観光と防災の部分参加だと。そうしたらあとの参加しない部分はどうするのだと。今まで、知事はこういう言い方をされていたわけです。観光はやはり京都だ。京都に重要な政策はとられて、奈良県は割を見ないではないか。また、工業立地や産業の育成については、現に大手企業の進出度合いを見ても、やはり大阪府や兵庫県に全部とられているわけです。そういうことをおっしゃったように記憶しているのです。そこで、経費負担は、関西広域連合に入らなかったのと入ったのでは、まずどれぐらいの違いがあるのかと。経費の問題です。これ、やはり大きな理由だったと思うのです。それと、観光と防災は入ったけれども、あとの分野についてはこれから一体どうされるのですかと。早いうちにほかも含めて全体で入ったほうがいいのではないかと。その辺について、費用とともに、後の分野に入るのは一体いつごろを考えておられるのか。知事にしかわからないとは思いますが、その辺について、きょう現在、事務方で答えられることをご答弁願って、最終に知事にお聞きしたいと思います。以上です。

○青山知事公室次長政策推進課長事務取扱 経費負担の関係です。実際はまだ入っておりませんので、正確な数値はなかなか難しいかと思いますが、現在、鳥取県が入っている費用を勘案すると、大体2,900万円ぐらいが、負担金となる見込みです。団体数がふえたり、入る事業により、負担金の額が変わりますので、その額になるかどうかはまだ計算できませんが、大体そのあたりになるのではないかと考えています。

それから、先ほども申し上げましたが、今回、連携の強い防災と、観光という形で部分参加と表明をしておりますが、それ以外の分野については、今後、検討事項だと思っています。以上です。

○中村副委員長 答えはそれぐらいだと思うのですが、一つだけ、長年にわたって関西広域連合を支えてこられた方々について、この関西広域連合が本当に奈良県にとってどのぐらいの効果をもたらすのか、いろいろな政策をやる場合に経済効果を試算をして、これこれの政策をやると。例えば県営プール跡地にホテルが来たら、奈良県への経済効果としては1,000億円だとおっしゃっていたわけです。だから、奈良県が2府4県の中で関西広域連合に入ることによってどれぐらいの経済効果があって、県民にとってどれぐらいのプラスになるのだと。事務方は計算されると思うのです。だからそこら辺はいかなものなのですか。わからなければまた知事にお聞きしますが、入ることによるメリットとデメリット。今まではデメリットを強調して入ってこなかったように思っているのです。しかしながら、時代の流れであれば、やはり世の中の勢いというか、流れ、草木もなびくという言葉がありますが、時代の趨勢としては、もうこれはいたし方ないと思うのです。しかし、経済効果や奈良県という財政基盤が非常に弱い、そして一般会計の予算も脆弱な我が県が入ることによるプラスとデメリットはどのように考えておられるのか、わかる範囲で。最後の質問です。よろしくお願いします。

○青山知事公室次長政策推進課長事務取扱 今、委員におっしゃっていただいた経済効果までは、現時点では測定しておりません。申しわけございません。

○中村副委員長 はい、わかりました。

○田中委員長 ほかに質疑がなければ、これをもちまして、歳入、総務部、くらし創造部、景観・環境局、産業・雇用振興部、警察本部の審査を終わります。

明3月10日火曜日は、午前10時より地域振興部、観光局、水道局、教育委員会、国際化推進の審査を行います。

それでは、これで本日の会議を終わります。



